

米原市電子契約事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市契約規則（平成17年米原市規則第43号。以下「契約規則」という。）に基づき、市が行う契約について電子契約による契約締結を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 契約書を電磁的記録として作成し、電子署名その他の電子的な方法により契約を締結することをいう。
- (2) 電子契約サービス 市が指定する電子契約に係る情報処理サービスをいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (4) 電子契約書 電子契約サービスを利用して作成され、電子署名が付された契約書その他契約の成立を証する電磁的記録をいう。
- (5) 契約締結権限者 契約規則第2条第5号に規定する契約者のうち、当該契約について正当な締結権限を有する者をいう。
- (6) 担当者 契約締結権限者に代わり、電子契約サービスに係る手続を補助する者をいう。

(対象となる契約)

第3条 電子契約の対象とする契約は、法令、条例、規則その他の規程により書面による契約の締結が義務付けられているものを除き、市が電子契約による契約締結を適当と認める契約とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約の性質、内容その他の事情により、電子契約によることが適当でないと市が認める契約については、電子契約によらないものとする。

(電子契約の利用)

第4条 電子契約による契約締結を希望する契約者は、電子契約利用申出書（別記様式。以下「申出書」という。）を市に提出するものとする。

- 2 申出書は、原則として契約案件ごとに提出するものとする。ただし、市が別に定める場合は、この限りでない。
- 3 市は、申出書の内容を確認し、電子契約による契約締結が適当と認めるときは、電子契約による契約締結の手続を行うものとする。

- 4 市は、前項の確認に当たり必要があると認めるときは、電子契約サービスの利用に必要なメールアドレス、担当者の有無その他の情報について、契約者に確認を求めることができる。

(契約締結権限者の確認)

第5条 市は、申出書に記載された契約締結権限者が当該契約について正当な締結権限を有する者であることを確認するものとする。

- 2 市は、前項の確認に必要があると認めるときは、契約締結権限を証する書類その他必要な資料の提出を契約者に求めることができる。

(契約書の作成)

第6条 電子契約により作成する契約書は、契約規則その他関係法令等に定めるところにより作成するものとする。

- 2 電子契約により契約を締結する場合は、契約書に契約日を記載するものとする。
- 3 前項の契約日は、契約規則第30条第2項に規定する契約の締結期限その他契約締結に必要な期間を考慮して定めるものとする。
- 4 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件および効力に相違がないものとする。

(電子契約サービスによる手続)

第7条 電子契約に係る手続は、市が指定する電子契約サービスを利用して行うものとする。

- 2 市は、米原市文書取扱規程（令和7年米原市訓令第102号。以下「文書取扱規程」という。）に基づき決裁が完了した契約書の電磁的記録を電子契約サービスに登録し、契約者に対して電子署名を依頼するものとする。
- 3 契約者は、申出書に記載したメールアドレスに送信される電子契約サービスからの通知に従い、電子署名を行うものとする。なお、申出書に記載するメールアドレスは、正確かつ有効なものとし、変更があった場合は速やかに市に届け出るものとする。
- 4 電子署名は、契約締結権限者が行うものとする。
- 5 電子契約サービスを利用して行う電子署名は、契約締結権限者が当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録について、契約規則第28条第1項、第5項、第30条第1項および第32条の規定に基づき行う契約締結行為とする。この場合において、電子署名の付与は、米原市情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）その他市が定める情報の取扱いに関する規程等に定める安全管理措置に準拠して行わなければならない。

(担当者による手続)

第8条 契約締結権限者が直接電子契約サービスからの通知を受けることが困難な場合は、申

出書に記載された担当者を経由して、契約締結権限者に電子署名を依頼することができる。

- 2 前項の場合において、担当者は、電子契約サービスからの通知を受け、契約締結権限者に対して電子署名を依頼するものとする。
- 3 担当者は、契約締結権限者に代わって電子署名を行ってはならない。
- 4 担当者は、電子契約サービスの利用に必要な範囲で、契約締結権限者に対する電子署名の依頼その他必要な補助を行うことができる。

(認証手段の管理)

第9条 市および契約者は、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するときは、契約締結権限者による電子署名を適切に行うため、電子契約サービスが提供する認証手段を用いるものとする。

- 2 認証手段の設定、通知、変更その他の取扱いについては、利用する電子契約サービスの仕様および市が定める運用方法によるものとする。

(電子契約の成立)

第10条 電子契約は、契約当事者双方が電子契約サービスを用いて当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録に電子署名を付与したときに成立するものとする。

- 2 前項の規定による電子署名は、原則として、電子契約書に記載された契約日までに完了するものとする。
- 3 前項の電子署名が契約日までに完了しない場合は、当該電子契約による契約締結を取りやめ、必要に応じて紙の契約書により契約を締結するものとする。
- 4 電子契約書に記載された契約日は、前項の規定により電子契約による契約締結を取りやめた場合を除き、契約の締結日として取り扱うものとする。
- 5 前各項の規定は、議会の議決を必要とする契約について仮契約を締結する場合に準用する。
- 6 前項の場合における仮契約の成立および本契約への移行は、契約規則第32条の規定によるものとする。

(電子契約書の原本)

第11条 電子契約により契約を締結した場合は、電子契約サービスから取得した電子契約書を契約書の原本として取り扱うものとする。

- 2 前項の電子契約書を出力した書面は、契約書の写しとして取り扱うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、電子契約書の原本性および保存方法について必要な事項は、文書取扱規程その他関係規程の定めるところによる。

(電子契約書の保存)

第 12 条 電子契約書は、文書取扱規程その他関係する規程に基づき、適正に保存するものとする。

2 電子契約書を保存するときは、契約の成立および内容を確認するために必要な電子署名その他の情報を含め、改変、消失その他の事故を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3 電子契約書の保存期間は、文書取扱規程その他関係する規程の定めるところによる。

4 電子契約サービスに係る契約を終了し、または他のシステムへ移行するときは、市が蓄積した電子契約書データ等を確実に本市に移行するとともに、当該サービス上に残存するデータについて、復元不可能な方法により消去したことを証する書面を事業者から徴するものとする。この場合において、消去の方法、確認方法その他必要な事項は別に定める。

(変更契約)

第 13 条 電子契約により締結した契約について変更契約を締結する場合は、電子契約によることができる。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市が必要と認める場合は、紙の契約書により変更契約を締結することができる。

(電子契約によらない契約への変更)

第 14 条 電子契約サービスの障害その他の事由により電子契約によることが困難となった場合その他市が必要と認める場合は、市は電子契約による契約締結を取りやめ、紙の契約書により契約を締結することができる。この場合において、市は契約者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

2 前項の場合において、既に電子契約サービスに登録した契約書の電磁的記録については、契約が成立していないことを確認した上で、削除、無効化その他必要な措置を講ずるものとする。

3 前 2 項の規定は、契約締結前に限り適用する。

(建設工事に係る電磁的措置)

第 15 条 建設工事請負契約について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項および第 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる場合は、同法その他関係法令の定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、あらかじめ契約者から電磁的措置を講ずることについての承諾を得るものとする。なお、契約者が第 4 条第 1 項の申出書を提出した場合は、当該申出書の提出をもって承諾があったものとして取り扱うことができる。ただし、法令等により別段の手続が必要な場合は、この限りでない。

- 3 前項の電磁的措置を講ずるに当たっては、文書取扱規程第3条第2項の規定に基づき、設計図書その他の契約関係書類に含まれる個人情報および秘密情報の適切な管理ならびに漏えい防止に努めなければならない。

(情報の管理)

第16条 電子契約に係るメールアドレス、認証手段その他の情報は、電子契約に係る事務の実施に必要な範囲で利用し、適正に管理するものとする。この場合において、当該情報は、電子契約の実施および関連する事務以外の目的に使用してはならない。

- 2 市および契約者は、前項の情報を第三者に漏えいしないようにしなければならない。
- 3 前項の情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 4 電子契約サービスの利用に当たっては、米原市情報セキュリティポリシー（米原市情報セキュリティ基本方針および対策基準をいう。）その他市が定める情報の取扱いに関する規程等を遵守するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

年 月 日

電子契約利用申出書

米原市長 様

住 所

名 称

代表者職・氏名

(押印不要)

下記の契約について、米原市が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することを希望しますので、必要事項を申し出ます。

1 対象案件

案 件 名	
-------	--

2 契約締結権限者

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

※ 電子署名を行う者は、当該契約について正当な締結権限を有する者（代表者、または入札参加資格有資格者名簿に登録されている受任者等）としてください。

※ フリーメールアドレスは使用できません。

3 担当者（必要な場合）

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

※ 担当者を登録した場合は、電子契約サービスから送信されるメールを担当者が受信し、契約締結権限者に署名を依頼することがあります。ただし、担当者が契約締結権限者に代わって署名することはできません。

※ フリーメールアドレスは使用できません。

4 アクセスコード

--

※ 電子契約サービスにおいて契約書を確認する際に使用する認証情報です。

※ 半角英数記号6文字以内で設定してください。

※ アクセスコードは、電子契約サービスから送信される署名依頼メールとは別に管理してください。

【留意事項】

- 1 利用する電子契約サービスは、米原市が指定する立会人型電子契約サービスとします。
- 2 電子契約の利用申出は、原則として契約案件ごとに行ってください。ただし、市が別に認める場合は、この限りではありません。
- 3 本書への押印は不要です。提出方法については、市が指定する方法によるものとします。
- 4 電子契約サービスから送信されるメールを受信できるよう、登録したメールアドレスの受信設定を確認してください。変更があった場合は、速やかに市に届け出てください。
- 5 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件および効力に相違はありません。
- 6 電子契約の締結後は、電子契約サービスに保存される電子契約書を原本として取り扱います。電子契約書を印刷した書面は、契約書の写しとなります。
- 7 電子契約による契約締結が契約予定日までに完了しない場合その他市が必要と認める場合は、紙の契約書による契約締結に変更することがあります。
- 8 建設工事請負契約において本書を提出する場合は、本書の提出をもって、建設業法第 19 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項および第 2 項に規定する書面の交付に代えて電磁的措置を講ずることについて承諾したものとして取り扱います。
- 9 アクセスコードは、電子契約サービスへのアクセス時に本人確認を補助するために使用するものです。アクセスコードの入力は、電子契約の成立要件そのものではありません。
- 10 アクセスコードは、第三者に知られることのないよう適切に管理してください。